税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

財務省電子政府構築計画(平成 15 年 7 月 17 日財務省行政情報化推進委員会了承)において、オンライン利用の促進のために財務省所管の申請・届出等の手続の簡素化・合理化を行い、平成 17 年度末までに添付書類の省略、廃止を検討し、所要の措置を講ずること及び電子政府の総合窓口(e-Gov)と接続を行うこととされている。

また、「関税定率法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 3 月中に成立する見込みであり、同法の施行に伴い、税関手続申請システム (CuPES)を使用してオンラインで行うことができる手続を定めている「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」の一部を改正する必要があるため所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

(1)電子政府構築計画によるもの

財務省所管の申請・届出等の手続の添付書面について、電子証明書等を送信することにより、添付に代えることができるようにする。

省略可能な添付書類の例

- ・通関業法施行規則第一条第一号に規定する住民票の写し
- ・関税法施行令第四条の五第二項に規定する登記事項証明書

電子政府の総合窓口(e-Gov)と接続し、電子証明書等を送ることにより利用者 ID、パスワードを事前に税関から取得することなく税関手続を行うことができるようにする。

(第一条関係)

(2)関税定率法等の改正によるもの

「関税定率法等の一部を改正する法律」の改正に伴い、「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」別表第一を改正する。

(第二条関係)